香芝市マイクロフィルム文書及び電子化文書作製業務委託契約書（案）

１　業　務　名　　香芝市マイクロフィルム文書及び電子化文書作製業務

２　業 務 内 容　　別添仕様書のとおり

３　業 務 期 間　　契約締結日から令和９年３月２６日まで

４　業 務 場 所　　受託者が指定し、提供する場所

５　契 約 金 額　　マイクロフィルム１コマ当たり　金　　円
（消費税及び地方消費税額を含まない。）

６　契約保証金

上記業務について、委託者及び受託者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

委託者　奈良県香芝市本町１３９７番地
香芝市
市　　長　三　橋　和　史

受託者

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この契約書に基づき、仕様書（仕様書、図面、見本及び委託者の指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって、仕様書により日々履行することとされている業務又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行することとされている業務について、仕様書に従い、それぞれの日々又は指定期日までに履行するものとし、委託者は、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする。

３　頭書記載の単価に確定数量を乗じて得た契約代金に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、当該契約代金に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第３条　受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（守秘義務）

第４条　受託者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

（個人情報の保護）

第５条　受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号)、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２３号）その他法令に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約の保証）

第６条　受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号に掲げる履行保証保険契約を締結する場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金の納付に代わる有価証券等の提供

⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証

⑷　この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、契約金額の１０分の１としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときにあっては当該保証が契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときにあっては契約保証金の納付を免除するものとする。

４　契約金額の変更があったときは、保証の額が変更後の契約金額の１０分の１に達するまで、委託者にあっては保証の額の増額を、受託者にあっては保証の額の減額を請求することができる。

５　第１項の規定にかかわらず、委託者がその必要がないと認めたときは、受託者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

（業務責任者）

第７条　受託者は、受託業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

２　業務責任者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

（履行報告）

第８条　委託者は、必要があると認めるときは、前条第１項の業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができるものとする。

（検査）

第９条　受託者は、業務を履行したときは、直ちに委託者に対して完了届を提出し、速やかに検査を受けなければならない。

２　受託者は、前項の検査に合格したときをもって業務の履行を完了したものとする。

（再履行）

第１０条　委託者は、受託者が前条第１項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができるものとする。

２　受託者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、直ちに委託者に届け出て、速やかに検査を受けなければならない。

３　前条第２項の規定は、前項の検査に準用する。

（契約代金の支払）

第１１条　受託者は、第９条第１項又は前条第２項の検査に合格したときは、契約代金の支払を委託者に請求することができる。

２　委託者は、前項の規定により受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に契約代金を支払わなければならない。

（危険負担）

第１２条　この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、その損

害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（契約不適合責任）

第１３条　委託者は、完了した業務（成果物がある場合は、引き渡された成果物を含む。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受託者に対し、修補、代替物の引渡し、不足物の引渡し等委託者が指定した方法による履行の追完を請求することができるものとする。

２　前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者と協議の上、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができるものとする。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　業務の性質又は当事者の意思表示により特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（指定期日の延期等）

第１４条　受託者は、仕様書により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合は、その理由を明示して、指定期日前に委託者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

２　前項の規定による申出があった場合において、その理由が受託者の責めに帰することができないものであるときは、委託者は、指定期日の延期を認めることができるものとする。

（履行遅滞における遅延利息等）

第１５条　委託者は、前条第１項の規定による申出があった場合において、その理由が受託者の責めに帰すべき事由であるときは、受託者に対して契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定による財務大臣が決定する率により、計算した額の遅延違約金の支払を請求することができるものとする。

２　前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は、算入しない。

３　受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により第１１条第２項の規定による契約代金の支払が遅延した場合においては、委託者に対して未受領の契約

代金につき、支払遅延防止法第８条第１項の規定による財務大臣が決定する率により、計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約内容の変更等）

第１６条　委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができるものとする。

２　前項の場合において、契約金額又は指定期日を変更する必要があるときは、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第１７条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができるものとする。

（委託者の解除権）

第１８条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

⑴　受託者がその責めに帰すべき事由により、業務期間内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合において、受託者は、契約金額の１０分の１を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（暴力団排除に係る解除権）

第１９条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

⑴　役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは

関与していると認められるとき。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

⑸　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑹　下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑺　受託者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

⑻　この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（談合等不正行為による解除）

第２０条　委託者は、受託者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

⑴　公正取引委員会が受託者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第６１条第１項の排除措置命令をしたとき。

⑵　公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第６４条第１項の競争回復措置命令をしたとき。

⑶　公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第６２条第１項の納付命令をしたとき。

⑷　受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

２　第１８条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（損害賠償）

第２１条　受託者がこの契約に違反し、又はこの契約による業務の履行に関し、受託者の故意又は過失によって委託者に損害を与えたときは、受託者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

２　第１８条第２項及び第３項の規定（第１９条第２項及び前条第２項の規定において準用する場合を含む。）は、委託者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　委託者は、前３条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受託者に生じた損害について何ら賠償し、又は補償することは要しない。

（受託者の解除権）

第２２条　受託者は、委託者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

２　受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者と協議の上、この契約を解除することができる。

⑴　第１６条第１項の規定により委託者が業務を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が３月以上に及ぶとき、又は契約期間の３分の２以上に及ぶとき。

⑵　第１６条第１項の規定により委託者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が２分の１以下に減少することとなるとき。

３　委託者は、前２項の規定による契約の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（協議解除）

第２３条　委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができるものとする。

２　委託者は、前項の規定による解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約解除等に伴う措置）

第２４条　委託者は、契約が解除され、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは受託者の債務について履行不能となった場合において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

（管轄裁判所）

第２５条　委託者及び受託者の間で訴訟の必要が生じた場合は、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約の費用）

第２６条　この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

（補則）

第２７条　この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた事項については、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第３　受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外の利用及び提供の禁止）

第４　受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（個人情報の適切な管理）

第５　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第６　受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第７　受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により委託者に報告しなければならない。

３　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切にするよう従事者を監督しなければならない。

（従事者の監督及び教育）

第８　受託者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

２　受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用

及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第９　受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の条件）

第１０　受託者は、委託者の承諾を得た場合に限り、この契約による業務の一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に再委託をすることができる。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

２　委託者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも次に定める条件を付するものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様の条件を付けるものとする。

⑴　受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

⑵　前号の場合において、受託者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

⑶　受託者は、再委託先に対してこの業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理及び監督の状況を報告しなければならない。

⑷　前号の場合において、受託者は、委託者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理及び監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（資料等の返還等）

第１１　受託者は、この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

２　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（取扱状況等についての指示等）

第１２　委託者は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができるものとする。この場合において、受託者は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第１３　受託者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について委託者の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第１４　受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

２　委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。